

熊本県福祉サービス第三者評価受審認定証交付要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第9の規定に基づき、県民への正しい理解と事業者の受審促進を図るため、福祉サービス第三者評価受審認定証（以下「受審認定証」という。）を交付することにより、第三者評価事業の普及・啓発を行うことを目的とする。

(交付要件)

第2条 福祉サービス第三者評価を受審し、その評価結果が県に報告され、県のホームページで公表された場合に、県は受審認定証を交付するものとする。

(交付申請)

第3条 受審認定証の交付申請をしようとする事業者は、福祉サービス第三者評価を受審し、評価機関から評価結果の報告を受け結果の公表に同意したのち、申請書（認定証様式1）により県に対して受審認定証交付申請を行うものとする。

2 受審事業所は、評価結果の公表に関する同意の有無の確認の際に、受審認定証が必要であることを申し出ること、第1項の申請に替えることができる。

(受審認定証の交付)

第4条 県は、申請のあった事業者について、第三者評価を受審し評価結果を公表したと認定した場合には、受審認定証（認定証様式2）を交付するものとする。

(その他)

第5条 この要領の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年（2020年）11月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年（2021年）8月23日から施行する。